

## 仕組みの具体化に当たっての論点（案）①

### 1. 被保険者番号活用の仕組みの管理・運営主体

- 被保険者番号活用の仕組みは、全国約3,400の医療保険者をまたいで、被保険者番号に関する情報を提供する仕組みであるとともに、機微性が高い情報を提供する仕組みである。このため、①全国一元的な対応が可能であること、②公的な性格を有すること、③被保険者番号の管理と関連すること、④適切な個人情報保護の措置を講じられること等の条件を踏まえつつ、管理・運営主体を決定してはどうか。
- 被保険者番号活用の仕組みの運用に当たっては、活用主体に受益が発生する一方で、管理・運営主体においては作業量に応じた費用が発生する。受益に伴って発生する費用について、どのように負担するか。

【医療等分野情報連携基盤検討会「医療等分野における識別子の仕組みについて」（平成30年8月）】

- 被保険者番号履歴は取扱いに十分配慮すべき情報であることから、履歴管理提供主体は、法律により、業務内容が特定されていることや職員等に秘密保持義務が課せられる等の措置が講じられるとともに、被保険者番号履歴の管理・提供に係る業務の指導監督は厚生労働大臣により行われるべき。
- 効率的な業務実施の観点からは、医療保険制度において、被保険者番号を一元的に管理する主体が、履歴管理提供主体となることが合理的である。

## 仕組みの具体化に当たっての論点（案）②

### 2. 被保険者番号活用の仕組みの活用主体関係

- 個人単位化された被保険者番号は個人情報保護の必要性が高い情報であるため、被保険者番号活用の仕組みの活用主体については、医療等データベースの保有主体の中から、以下の観点を踏まえて、選定してはどうか。
  - ① 顕名か匿名かといったデータベースの特性に応じて、被保険者番号活用の仕組みが活用可能かどうか。
  - ② 各主体において、被保険者番号活用の仕組みを活用する具体的なニーズがあるか。具体的には、各主体の制度所管において、ニーズがあると判断しているかどうか。
  - ③ 各主体が保有する医療等情報について、法令等に基づき、利用目的や必要となる個人情報保護の措置が明確化されているか。
- 個人単位化された被保険者番号の履歴の提供を受け、医療等情報の連結を行うこととなる活用主体に対しては、履歴による連結後のデータの第三者提供を行う場合を含めて、どのような安全管理措置が必要か。

【医療等分野情報連携基盤検討会「医療等分野における識別子の仕組みについて」（平成30年8月）】

- 個人単位化された被保険者番号の履歴が個人単位で一元的に管理されることにより、転職・退職等により加入する保険者が変わっても被保険者番号履歴を用いて個人を識別することが可能となること等から、被保険者番号履歴を履歴管理提供主体から取得できる者の範囲は必要最小限とすべきである。
- したがって、被保険者番号履歴を活用する仕組みにおいては、履歴管理提供主体から被保険者番号履歴の提供を受けることができる者の範囲を、原則として、被保険者番号履歴の利用目的が法令等において明確にされていること、適切な組織的、物理的、技術的、人的安全管理措置が講じられていること等一定の基準に該当する者に限定すべきである。

※ 医療情報連携ネットワークにおける活用の在り方・具体的な仕組みについては、経済財政運営と改革の基本方針2019も踏まえ、今後、検討。

## 仕組みの具体化に当たっての論点（案）③

### 3. 被保険者番号の告知要求制限等との関係整理

- 今般の健康保険法等一部改正法によって被保険者番号の告知要求制限が創設され、健康保険事業又は関連事務以外では、被保険者番号の告知要求が制限される。被保険者番号活用の仕組みを活用する場合、そもそも、医療機関等から、被保険者番号を含めた医療等情報を収集するとともに、管理・運営主体に対して被保険者番号についての照会を行うことになるため、被保険者番号活用の仕組みを円滑に活用できるよう、告知要求制限規定との関係を整理することが必要ではないか。